⑻　競争参加資格確認申請書及び技術資料（競争参加資格確認資料）（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本もしくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　提出された申請書等により、下記１）に示す一次審査を実施し、一次選抜者以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中部地方整備局入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、一次選抜者に追加する。

②　一次選抜者及び上記３⑴①により追加された者によって提出された技術提案書により、下記２）に示す二次審査を実施する。

③　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

④　下記２）㋑の技術提案により最大60点の加算点を与える。

⑤　下記２）㋐の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

⑥　標準点、施工体制評価点及び二次審査の結果により付与された加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

１）一次審査における評価項目と審査項目

一次審査の評価及び審査項目は、以下の項目㋐から㋑のとおりである。

㋐　技術者の能力に関する事項

㋑　企業の能力に関する事項

※最大30点の審査評価点とする。

２）二次審査における施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目　二次審査の評価及び審査項目は、以下の項目㋐から㋑のとおりであり、技術提案書を提出した者を対象に実施する。ただし、一次選抜者及び上記３⑴①により追加された者以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わない。

㋐　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

㋑　性能等の評価に関する事項

ⅰ　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項

・「覆工コンクリート打継部のひび割れ抑制対策」について

ⅱ　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項

・「ロックボルトの効果向上対策」について

ⅲ　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案（新技術導入促進（Ⅱ）型に関する技術提案）に関する事項

・「ＩＣＴ等を活用したトンネル（ＮＡＴＭ）の出来形計測の効率化手法」について

※㋐の項目で最大30点、㋑の項目で最大60点の加算点とする。

⑵　落札者の決定　入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋施工体制評価点＋加算点)／(入札価格)}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

②　提案が最低限の要求要件（標準案）同等程度の内容を含みそれ以上であること。

③　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課契約第一係　電話052―953―8138（直通）

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、「電子入札システム」に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。

入札説明書の交付期間：別表１①のとおり。

なお、技術提案書作成についての参考資料や入札の見積りに必要な別冊図面及び仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、上記⑴の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

図面、仕様書等の交付期間：別表１②のとおり。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法　入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は郵送等すること。以下、「郵送等」については、期日までに送付（必着）すること。

電子入札システムによる受付期間：別表１③のとおり。

申請書等のファイル容量が、３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

紙入札方式の場合の受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ

受付場所：上記⑴に同じ。

⑷　競争参加資格の確認、一次審査結果通知

競争参加資格の確認及び一次審査は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、別表１④に示す期日までに、競争参加資格の確認結果と一次審査に係わる評価の結果を電子入札システムにより通知する。なお、上記により競争参加資格有りと通知された場合でも、二次審査において技術提案書における記載内容が発注者の設定している標準案と同等以上でない場合は競争参加資格を認めない。二次審査により競争参加資格無しとなった場合は、下記⑹により通知する。

⑸　技術提案書の提出期間、場所及び方法　技術提案書の提出場所及び方法は、技術提案書を入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子メールにより、上記⑴に提出すること。ただし、様式５は上記⑴に別途郵送等すること。

電子メールによる受付期間：別表１⑤のとおり。

技術提案書のファイル容量が大きく、電子メールにより送信出来ない場合については、入札説明書による。

⑹　二次審査における技術提案の採否等、競争参加資格無しの場合の通知　二次審査における指定テーマに対する技術提案の採否については、別表１⑥に記載の日までに電子メールにより連絡するとともに、技術提案の採否通知書は郵送等する。ただし、一次選抜者及び上記３⑴①により追加された者以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わず、採否の通知も行わない。

なお、二次審査において技術提案書における記載内容が発注者の設定している標準案と同等以上でない場合は競争参加資格を認めない。二次審査により競争参加資格無しとなった場合は、技術提案の採否と併せて電子メールにより連絡するとともに、競争参加資格確認通知書を郵送等する。

⑺　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し郵送等すること。

①　電子入札システムによる入札の受付期間は、別表１⑤のとおり。